

軽自動車税種別割に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎ 892-0121

軽自動車の廃車申告はお早めに

令和2年度から「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称が変わります。
軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の対象車両所有者に課税されます。4月2日以降に廃車してもその年度分の税が課税されます。

対象車両 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車(公道の走行有無に関わらず)・二輪の小型自動車

申告期限 ▶登録・購入・譲受等から15日以内

▶廃車・廃棄・譲渡等から30日以内

申告書類等(原動機付自転車・小型特殊自動車の場合)

▶登録:印鑑、販売証明書等

▶廃車:印鑑、標識交付証明書等・交野市のナンバープレート

※古物販売許可を持つ人以外の第三者が申告する場合は委任状等が必要です。

申告場所

▶原動機付自転車・小型特殊自動車:市役所本館1階税務室税務総務係

▶排気量125ccを超える二輪車:大阪運輸支局(寝屋川市) ☎050-5540-2058

▶三輪・四輪の軽自動車:軽自動車検査協会(高槻市) ☎050-3816-1841

軽自動車税種別割の税率

原付・ミニカー・オートバイ・小型特殊自動車

車種区分	税率(年額)	
原動機付自転車	排気量50cc以下、51cc~90cc	2,000円
	91cc~125cc	2,400円
	ミニカー 50cc以下	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクター等)	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円



※初度検査年月とは、その車両の初回番号指定時の検査年月のことです。車検証に記載されています。

3輪・4輪の軽自動車

車種区分	税率(年額)		
	初度検査年月(※)が		
	①平成27年3月以前の車両	②平成27年4月以降の車両	③初度検査後13年を超える車両
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
4輪乗用	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

軽自動車のグリーン化特例

平成31年4/1~令和2年3/31の間に初度検査を受けた軽自動車のうち、下記の車両は、令和2年度のみ、下表のとおり軽自動車税種別割が軽減されます。

車種	税率(年額)					
	標準税率	対象基準(※)と税率の軽減率				
		75%軽減	50%軽減	25%軽減		
乗用	標準税率	電気 天然ガス 軽自動車	令和2年度燃費基準 +30%達成車両	令和2年度燃費基準 +10%達成車両		
貨物			平成27年度燃費基準 +35%達成車両	平成27年度燃費基準 +15%達成車両		
3輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
4輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

(※)電気・天然ガス軽自動車を除く車両については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

軽自動車種別割の減免

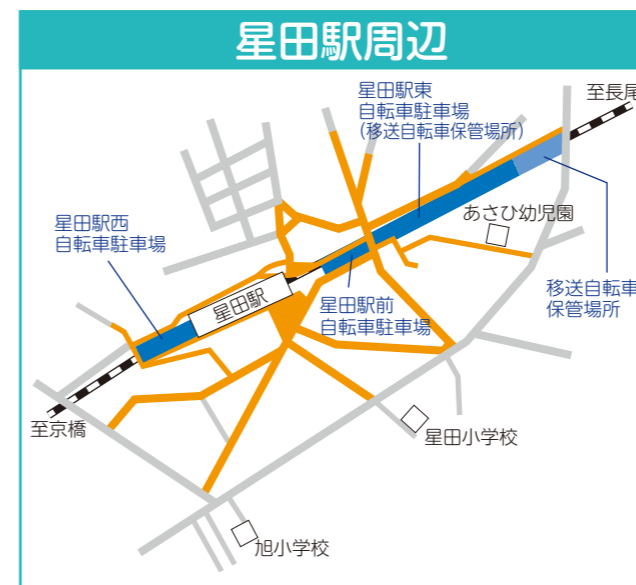
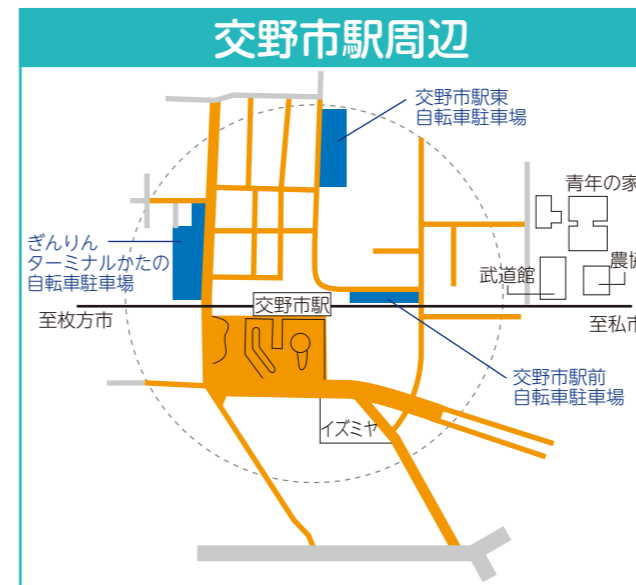
軽自動車税種別割の減免申請期間は、納税通知書が届いてから(5月上旬予定)納期限(5月末日)までです。減免の詳細については、広報紙5月号または納税通知書に同封しているご案内をご覧ください。

自転車の駐車マナーを守りましょう

☎ 道路河川課 ☎ 892-0121

路上放置された自転車は、通行の妨げや事故の原因にもなるほか、災害時の防災活動の妨げにもなります。自転車は、必ず所定の自転車駐輪場に停めましょう。みなさんのご協力をお願いします。

■ 放置禁止区域 ■ 自転車駐輪場



放置自転車は移送します

放置禁止区域に放置された自転車・原動機付自転車は、保管場所に移送します。

▶星田駅周辺の放置自転車:星田駅東保管場所 ☎891-8767

▶河内磐船駅および河内森駅周辺、郡津駅周辺、交野市駅周辺、私市駅周辺の放置自転車:河内森駅東保管場所 ☎892-5870

返還手続き

手続きに必要なもの 通知はがき、自転車のかぎ、本人確認書類

返還時間 土・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:00~17:30

費用 自転車1,500円、原動機付自転車2,500円